

国立大学法人香川大学
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第6期）
及び女性活躍推進法に基づく行動計画（第3期）

仕事と子育てを両立できる職場環境の整備をはかり、職員が生き生きとしてそれぞれの能力を十分発揮でき、また、男女ともに活躍できる雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 本学の課題

- （1）採用者に占める男女の割合、男女の勤続年数における男女差は小さいものの、管理職に占める女性の割合が低く、女性教員割合も低い
- （2）男性教職員の育児休業取得率が依然少なく、取得期間も短い傾向にある

3. 目標と取組内容

女活法 区分①「職業生活と家庭生活の両立」

目標1 女性教員比率を25%以上とする。

（取組内容）

令和7年4月～ 女性限定公募を積極的に導入する

令和7年4月～ 女性研究者支援制度を充実させるとともに対外的に積極的な広報を行う

女活法 区分①「職業生活に関する機会の提供」

目標2 役員及び管理職等の指導的地位における女性が占める割合を20%以上とする。

（取組内容）

令和7年4月～ ロールモデルとなる学内の女性管理職を招いたセミナーを実施し、女性が管理職への昇進を前向きに検討できる意識を醸成する

女活法 区分②「職業生活と家庭生活の両立」

次世代法

目標3 配偶者が出産した男性教職員の育児休業取得率を30%以上とする。

（取組内容）

令和7年4月～ 教職員向けのセミナーを実施し、育児休業取得者の体験談を共有し、両立支援に対する意識の醸成や理解を深める機会を提供する

令和7年4月～ 本人及び管理者に対し、長期の育児休業取得の推進を行うよう働きかけをする